

別表第1（第2条関係）

市民税の減免

市税条例第 49条第1 項	減免対象者	減免割合
第1号	生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条の規定により保護を受ける者	当該保護を受けることとなった日からその事由が消滅した日までの間に到来する納期限に係る納付税額の合計額の全部
第2号	<p>1 前年中における総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（法第314条の2の規定の適用がある場合にはその適用前の金額とする。）、法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（法第314条の2の規定の適用がある場合にはその適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下この表において「減免基準所得金額」という。）が法第295条第1項第2号に規定する額（法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者（以下「控除対象配偶者」という。）及び同項第8号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）を有する者については、配偶者控除額及びその者が適用を受ける扶養控除額の合計額並びに33万円に16歳未満の扶養親族の数を乗じて得た金額並びに控除対象配偶者又は扶養親族が法第314条の2第4項に規定する同居特別障害者（以下「同居特別障害者」という。）である場合においては同居特別障害者の数に23万円を乗じて得た金額の合計額を加算した額。以下この表において「基準額」という。）以下で、当該年中における減免基準所得金額が前年中の減免基準所得金額に比し4分の3以下に減少すると認められる者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p>	

	<p>(1) 当該年中における減免基準所得金額の見込額が2分の1以下に減少すると認められる者</p> <p>(2) 当該年中における減免基準所得金額の見込額が4分の3以下に減少すると認められる者</p>	<p>100分の50</p> <p>100分の25</p>
	<p>2 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定により、基本手当等の受給資格を有する者及びこれに準ずる者（基本手当等の受給期間が満了した後も同じ状態にある者をいう。）で、前年中における減免基準所得金額が基準額以下で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 同法第13条の規定により基本手当の受給資格を有する者</p> <p>(2) 同法第37条の3第1項の規定により高年齢求職者給付金の受給資格を有する高年齢継続被保険者</p> <p>(3) 同法第39条第1項の規定により特例一時金の受給資格を有する短期雇用特例被保険者</p> <p>(4) 同法第45条又は第53条の規定により日雇労働求職者給付金の受給資格を有する日雇労働被保険者</p>	<p>当該基本手当等の支給の対象となる日の属する月以後に到来する納期限に係る納付額の合計額の全部</p>
	<p>3 負傷又は疾病により身体に重大な影響を及ぼし、相当期間所得が皆無となる者及びこれに準ずる者（負傷又は疾病により身体に重大な影響を及ぼし、相当期間所得が著しく減少する者をいう。）で、前年中における減免基準所得金額が次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 基準額以下のもの</p> <p>(2) 基準額の1.5倍以下のもの</p> <p>(3) 基準額の2.0倍以下のもの</p> <p>(4) 基準額の2.5倍以下のもの</p> <p>(5) 基準額の3.0倍以下のもの</p>	<p>全部</p> <p>100分の80</p> <p>100分の60</p> <p>100分の40</p> <p>100分の20</p> <p>（これに準ずる者は、上記率の各2分の1とする。）</p>
第3号	<p>学生及び生徒で、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第32号イ、ロ及びハに該当する者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 賦課期日現在において法第314条の2第1項第9号の勤労学生である者</p>	<p>全部</p>

	(2) 前年中における減免基準所得金額が所得税法第2条第1項第32号に規定する額以下の者	全部
	(3) 前年中における減免基準所得金額が基準額以下の者	100分の50
第4号	公益社団法人又は公益財団法人で、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第47条に規定する収益事業(以下「収益事業」という。)を営まないもの	全部
第5号	1 賦課期日後において死亡した者で、前年中における減免基準所得金額が次の各号のいずれかに該当するもの (1) 基準額以下のもの (2) 基準額の1.5倍以下のもの (3) 基準額の2.0倍以下のもの (4) 基準額の2.5倍以下のもの (5) 基準額の3.0倍以下のもの	全部 100分の80 100分の60 100分の40 100分の20
	2 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、死亡した者	全部
	3 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、法第292条第1項第9号に規定する障害者となった者	100分の90
	4 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、自己(控除対象配偶者又は扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財について受けた損害の額が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上である者で、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合にはその適用前の金額とする。)、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合にはその適用前の金額とする。)、法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が1,000万円以下で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 損害の金額がその住宅又は家財の価格の10分の3以	当該災害発生以後に到来する4以内の納期限(翌年度に繰り越す場合において当該年度及びその翌年度)に係る納付税額(特別徴収に係る者にあつては当該災害発生の日の属する月の翌月以後12月以内の月割額)の合計額の

<p>上10分の5未満の者で</p> <p>ア 合計所得金額が500万円以下のもの</p> <p>イ 合計所得金額が750万円以下のもの</p> <p>ウ 合計所得金額が750万円を超えるもの</p> <p>(2) 損害の金額がその住宅又は家財の価格の10分の5以上の者で</p> <p>ア 合計所得金額が500万円以下のもの</p> <p>イ 合計所得金額が750万円以下のもの</p> <p>ウ 合計所得金額が750万円を超えるもの</p>	<p>100分の50</p> <p>100分の25</p> <p>100分の12.5</p> <p>全部</p> <p>100分の50</p> <p>100分の25</p>
<p>5 賦課期日現在において、法第292条第1項第9号に規定する障害者、未成年者、同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫で、前年の合計所得金額が135万円以下のもの</p>	<p>100分の50</p>
<p>6 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の支援給付を受ける者</p>	<p>当該支援給付を受けることとなった日からその事由が消滅した日までの間に到来する納期限に係る納付税額の合計額の全部</p>
<p>7 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 収益事業を営まないもの</p> <p>(2) 収益事業を営む法人で1事業年度における当該法人の法人税割が発生しないもの。ただし、新たに市民税が課されることとなった年度から3年度間に限る。</p>	<p>全部</p> <p>全部</p>
<p>8 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者の指定を受けた法人等（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。）で、指定管理事業に係る市内の公の施設の管理以外に収益事業を営まない場合で法人税割が発生しないもの</p>	<p>全部</p>
<p>9 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 収益事業を営まないもの</p> <p>(2) 事業活動が極めて小規模で課税することが適当でないと認められるもの</p> <p>(3) 特に地方行政にひ益していると認められるもの</p>	<p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p>

<p>10 自治区又はPTA若しくは同窓会で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 事業活動が極めて小規模で課税することが適当でない と認められるもの</p> <p>(2) 特に地方行政にひ益していると認められるもの</p>	<p>全部</p> <p>全部</p>
<p>11 一般社団法人及び一般財団法人のうち、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号の2に規定する非営利型法人で、収益事業を営まないもの</p>	<p>全部</p>
<p>12 その他市長が必要と認めたもの</p>	<p>市長が適当と認めた額</p>